

地方公務員法等の改正について

平成 26 年 5 月 14 日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されました。施行期日は「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」となっておりますが、現在未施行の状態です（平成 27 年 3 月 15 日現在）。

2016 年度オープンセサミシリーズの教職教養においては、この改正法を反映しておりますが、今年度の教員採用試験では現行法での出題となることが予想されるため、新旧対照表を作成いたしましたので、誠に恐縮ではございますが適宜読み替えをお願いいたします。

なお、ここでは、改正されたものの中から、本書で主に取り上げられている条文、及び本試験問題で頻出の条文のみを抜粋しました。

● 地方公務員法 新旧比較 ●

（※ 平成 26 年 5 月 14 日公布 下線部は、主な変更箇所）

改正後	現行法
（この法律の目的） 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、<u>人事評価</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、<u>服務</u>、<u>退職管理</u>、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。 （定義） <u>第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> 一 採用 <u>職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。</u> 二 昇任 <u>職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。</u>	（この法律の目的） 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、<u>職階制</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、<u>服務</u>、<u>研修及び勤務成績の評定</u>、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。 （新設）

改正後	現行法
<u>三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。</u> <u>四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。</u> <u>五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。</u> <u>2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。</u> <u>3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。</u> （欠格条項） 第十六条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 （略） 二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三 （略） 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、<u>第六十条から第六十三条までに</u>規定する罪を犯し刑に処せられた者 五 （略）	（欠格条項） 第十六条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 （略） 二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三 （略） 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、<u>第五章に</u>規定する罪を犯し刑に処せられた者 五 （略）

改正後	現行法
(<u>条件付採用及び臨時的任用</u>) 第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、<u>全て条件付のもの</u>とし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、<u>人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</u> 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は<u>採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合</u>においては、人事委員会の承認を得て、六月を<u>超えない期間</u>で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を<u>超えない期間</u>で更新することができるが、再度更新することはできない。 3～7 （略） (降任、免職、休職等) 第二十八條 職員が、<u>次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは</u>、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 <u>一 人事評価又は勤務の状況を示す事実</u>に照らして、<u>勤務実績が良くない場合</u> 二 （略） 三 前二号に規定する<u>場合のほか</u>、その職に必要な適格性を欠く場合 四 （略） 2～4 （略）	(<u>条件附採用及び臨時的任用</u>) 第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、<u>すべて条件附のもの</u>とし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、<u>人事委員会は、条件附採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</u> 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は<u>任用候補者名簿がない場合</u>においては、人事委員会の承認を得て、六月を<u>こえない期間</u>で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を<u>こえない期間</u>で更新することができるが、再度更新することはできない。 3～7 （略） (降任、免職、休職等) 第二十八條 職員が、<u>左の各号の一に該当する場合においては</u>、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 <u>一 勤務実績が良くない場合</u> 二 （略） 三 前二号に規定する<u>場合の外</u>、その職に必要な適格性を欠く場合 四 （略） 2～4 （略）

改正後	現行法
<u>(営利企業への従事等の制限)</u> 第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、<u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら<u>営利企業</u>を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 2 （略）	<u>(営利企業等の従事制限)</u> 第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、<u>営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら<u>営利を目的とする私企業</u>を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 2 （略）

● 教育公務員特例法 新旧比較 ●

(※ 平成 26 年 5 月 14 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	現行法
(この法律の趣旨) 第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、<u>人事評価</u>、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。 (採用及び昇任の方法) 第三条 学長及び部局長の採用 <u>(現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。)</u> 並びに教員の採用 <u>(現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)</u> 及び昇任 <u>(採用に該当するものを除く。同項において同じ。)</u> は、選考によるものとする。 2～6 (略) <u>(人事評価)</u> 第五条の二 学長、<u>教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。</u> 2 前項の人事評価の基準及び方法に関する事項 <u>その他人事評価に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。</u>	(この法律の趣旨) 第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。 (採用及び昇任の方法) 第三条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。 2～6 (略) (新設)

改正後	現行法
(任命権者) 第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。 <u>2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づく学長の申出に基づいて、任命権者が定める。</u> (採用及び昇任の方法) 第十一条 公立学校の校長の採用<u>(現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。)</u>並びに教員の採用<u>(現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>及び昇任<u>(採用に該当するものを除く。)</u>は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の<u>学長が</u>、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。 (採用及び昇任の方法) 第十五条 専門的教育職員の採用<u>(現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>及び昇任<u>(採用に該当するものを除く。)</u>は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。	(任命権者) 第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。 (新設) (採用及び昇任の方法) 第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の<u>学長</u>、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。 (採用及び昇任の方法) 第十五条 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧比較 ●

(※ 平成 26 年 5 月 14 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	現行法
(県費負担教職員の任用等) 第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあっては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第一項（教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になっていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。	(県費負担教職員の任用等) 第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあっては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、<u>第四十六条</u>、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第一項（教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になっていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。

改正後	現行法
(県費負担教職員の給与，勤務時間その他の勤務条件) 第四十二条 県費負担教職員の給与，勤務時間その他の勤務条件については，地方公務員法<u>第二十四条第五項</u>の規定により条例で定めるものとされている事項は，都道府県の条例で定める。 <u>(人事評価)</u> 第四十四条 県費負担教職員の人事評価は，地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず，都道府県委員会の計画の下に，市町村委員会が行うものとする。 <u>第四十六条 削除</u>	(県費負担教職員の給与，勤務時間その他の勤務条件) 第四十二条 県費負担教職員の給与，勤務時間その他の勤務条件については，地方公務員法<u>第二十四条第六項</u>の規定により条例で定めるものとされている事項は，都道府県の条例で定める。 <u>(職階制)</u> 第四十四条 県費負担教職員の職階制は，地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず，<u>都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし，職階制に関する計画は，都道府県の条例で定める。</u> <u>(勤務成績の評定)</u> 第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は，地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず，<u>都道府県委員会の計画の下に，市町村委員会が行うものとする。</u>

平成 27 年 3 月 15 日 東京アカデミー編集出版部門